

## 会 議 録

名 称	第 1 回市川市下水道事業審議会	
議題及び議題 毎の公開・非 公開の別 ※非公開の場合は 公文書公開条例第 8条の項号を記載 する	1 辞令の交付について (公開) 2 市長の挨拶について (公開) 3 下水道事業審議会委員の紹介について (公開) 4 市職員の紹介について (公開) 5 正副会長の互選について (公開) 6 市川市の下水道事業について (公開) (1) 市川市の下水道事業及び整備状況について (2) 平成 23 年度下水道事業計画について (3) 江戸川左岸流域下水道事業の概要について (4) 下水道使用料について 7 その他 (公開)	
開催日時場所	平成 23 年 7 月 13 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 50 分 市川市役所 3 階 第 1 委員会室	
出席者	委員	桜井委員、西村委員、浜上委員、高橋委員、岸田委員、阿部委員、 佐々木委員、吉田委員、石井委員、堀木委員、福田委員、永山委員、 有馬委員、日向委員
	事務局 (所管課)	河川・下水道管理課
	関係課等	河川・下水道管理課、河川・下水道整備課
傍聴区分	可 ( 1 人 ) ・ 不可	
会議の概要	※詳細別紙	
配布資料	《 配布資料 》 ・ 審議会資料 1 市川市公共下水道計画図 ・ 審議会資料 2 平成 23 年度公共下水道事業計画について ・ 審議会資料 3 江戸川左岸流域下水道事業の概要について ・ 審議会資料 4 下水道使用料について 《 参考資料 》 ・ 市川市下水道事業審議会条例 ・ 市川市下水道事業審議会会員名簿 ・ 下水道を学ぼう ・ 下水道展 11 (7/26 (火) ～7/29 (金)) 「東京ビッグサイト」 ・ 広報いちかわ(平成 23 年度予算特別号) 平成 23 年 4 月 9 日号	
特記事項		

様式第 6 号別紙

第 1 回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

- 1 開催日時：平成 23 年 7 月 13 日（水）午後 2 時 00 分～午後 3 時 50 分
- 2 場 所：市川市役所 3 階 第 1 委員会室
- 3 出席者：  
委 員 桜井委員、西村委員、浜上委員、高橋委員、岸田委員、阿部委員、  
佐々木委員、吉田委員、石井委員、堀木委員、福田委員、永山委員、  
有馬委員、日向委員  
市川市 赤羽秀郎(水と緑の部長)、江原孝好(水と緑の部次長)、安田将広  
(水と緑の部次長)、田村恭通(河川・下水道管理課長)、水橋範行  
(河川・下水道整備課長) 他
- 4 議 事：
  - (1) 辞令の交付について (公開)
  - (2) 市長の挨拶について (公開)
  - (3) 下水道事業審議会委員の紹介について (公開)
  - (4) 市職員の紹介について (公開)
  - (5) 正副会長の互選について (公開)
  - (6) 市川市の下水道事業について (公開)
    - (1)市川市の下水道事業及び整備状況について
    - (2)平成 23 年度下水道事業計画について
    - (3)江戸川左岸流域下水道事業の概要について
    - (4)下水道使用料について
  - (7) その他 (公開)

《 配布資料 》

- ・審議会資料 1 市川市公共下水道計画図
- ・審議会資料 2 平成 21 年度公共下水道事業計画について
- ・審議会資料 3 江戸川左岸流域下水道事業の概要について
- ・審議会資料 4 下水道使用料について

《 参考資料 》

- ・市川市下水道事業審議会条例
- ・市川市下水道事業審議会員名簿
- ・下水道を学ぼう
- ・下水道展 11 (7/26 (火)～7/29 (金))「東京ビッグサイト」
- ・広報いちかわ(平成 23 年度予算特別号)  
平成 23 年 4 月 9 日号

【 午後2時開会 】

事務局： ただいまから平成23年度第1回市川市下水道事業審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、また、この猛暑の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、事務局より事務連絡をさせていただきます。

本日、竹内議員に急用がありまして欠席となっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

なお、本審議会は、審議会条例第7条第2項により、委員の半数以上の方が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

次に、本日の審議会につきまして、お配りいたしました資料の会議次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

それでは、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

まず、審議会資料1「市川市公共下水道計画図」が2枚ございますが、1枚目は汚水の図面、2枚目が雨水の図面となっております。次に審議会資料2「平成23年度公共下水道事業計画」これは表紙と、ページが1ページから7ページとなっております。次に、審議会資料3「江戸川左岸流域下水道事業の概要について」という1冊の冊子となっております。最後に、審議会資料4「下水道使用料について」と、添付資料の「下水道使用料金表」でございます。

次に、参考資料といたしまして、「市川市下水道審議会条例」と「市川市下水道事業審議会委員名簿」それから、小冊子「よみがえる自然」これは下水道の接続について説明をしたものでございます。また「下水道展'11」のパンフレットでございますが、今月の7月26日から29日までの4日間、東京のビッグサイトで開催するイベントの案内となっております。最後になりますが、「広報いちかわ」につきましては、市川市の主な事業と予算額が掲載されておりますので、ご覧ください。

資料の無い方、いらっしゃいますでしょうか。

続きまして、会議の進め方についてご説明いたします。

まず初めに、会議の公開についてでございますが、市が主催いたします審議会等につきましては、「市川市における審議会等の会議公開に関する指針」に基づきまして原則公開となっております。したがって、本審議会につきましても公開することといたしまして

傍聴を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局：                    ありがとうございます。では、傍聴を認めるということでよろしく  
お願いいたします。

続きまして、会議録と資料の公開についても、やはり「市川市における審議会等の会議公開に関する指針」に基づきまして、市川市情報センターにおいて情報を提供しております。また、市川市のホームページにおきましても積極的に公開をしていきたいと考えておりますが、これもよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局：                    ありがとうございます。

最後に会議録の作成についてでございますが、事務局では、審議事項が決定するまでのプロセスや意見交換等を明らかにする必要があることから、実名によりまして全文を作成したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局：                    ありがとうございます。全文公開という形にさせていただきます。  
以上のことを踏まえまして審議会を進めたいと思います。

事務連絡については以上でございます。

今のところ傍聴人はいませんので、このまま審議会を続けたいと思いますのでよろしく  
お願いいたします。

## 1 辞令交付について

事務局：                    それでは、会議次第1につきまして進めたいと思います。

本年度は当審議会の委員の改選の年でございます。

初めに、市長から皆様に辞令をお渡しするところでございますが、本日市長は別の公務がございますので、市長にかわりまして土屋副市長から辞令を交付させていただきます。ご了承のほどお願い申し上げます。

お名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちいただき、辞令をお受け取り  
いただきたいと思います。

土屋副市長、よろしく申し上げます。

土屋副市長：                辞令の交付

## 2 市長の挨拶について

事務局： それでは、審議会の開催に先立ちまして、土屋副市長よりごあいさつ申し上げます。よろしくお願いいたします。

土屋副市長： 下水道事業審議会、皆様方にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。

市川市の下水道事業は、まだ普及率が67%ということで極めて立ち遅れた状況でございます。これを一刻も早く改善していかなければならないということでもあります。3月11日の東日本大震災に、特に浦安市におきまして、液状化によって多くの市民の方が長期間にわたって下水道が利用できず本当に大変な思いをされたということで、市川市も数少ない土木技術者であります。浦安市では下水の技術を経験された方が少数ということであり、この4カ月間、大体3人を日常的に浦安市に送るようにし、その復旧の手伝いをしているという状況でございます。

また、震災の関係では、菅野に私どもが管理をいたしております処理場がございますが、土壌が放射能によって若干汚染されており、脱水した汚泥から一定のレベルの放射線量が出てきましたが、幸い8,000ベクレルを大幅に下回っているということで通常の処理ができるという状況でございます。ただ、地域によっては、下水道へごみ焼却灰の処理ができないという事態もございますので、今後どのように考えていけば良いのかというところでございます。まず、濃縮された下水やごみの放射能が適切に処理されれば、皆さん方の生活環境の中からは少しずつ放射性セシウムが減少してきているということでもありますから、今後も引き続きデータを把握しながら適切な処理に努めてまいりたいと思っております。

下水の処理、今後の普及につきましては、皆さんご承知のように、市川市におきましては市川幹線ということで、都市計画道路の中に流域下水道の流域幹線を入れる計画になっております。また、外環道路の中には松戸幹線ということで、流域の幹線はこの2本が進みませんと、市川市の北部、また北西部の方の面整備ができないということで長く苦しんでおりました。用地の見通しというものがまだ完全にはついておりませんが、概ね見通せるということで、2つの道路については平成27年度の供用ということで、今、地権者の方々に、国、それから市が、ともに一生懸命努力をしているところ

であります。そういう見通しがついておりますので、今後は下水道整備の計画、また事業計画を立てていかなければならないと思っております。その事業計画というのは、汚水だけではなくて雨水の問題もあり、膨大な事業費がかかってくるということでございますので、その財源の確保ということが非常に重要であります。

私どもが懸念しておりますのは、国の補助金制度がどんどん変わってきており、これまで国の補助金によって、下水道整備が進んできたという実績がございますが、一般財源化されたり交付金制度になったりしますと、市川市は67%であります、例えば柏市では87%、東京23区は100%ということになっておりますので、立ち遅れたところに対する国の財政支援を引き続きお願いしていかなければなりませんし、また、下水道使用料についてもどのように考えていくのかということで、税と受益者負担とをバランスをしっかりとっていかなければならないということが今後の課題であろうかと思っております。

いずれにしても、外環の整備等に合わせて雨水対策や汚水対策と一緒に進んでまいります。まさに、これから大きな転換期に入ろうとしておりますので、そういう意味では、私どもも一生懸命説明をさせていただき、皆様方から忌憚のないご意見をいただいて、今後、下水道の整備が適切に円滑に進みますことをお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局：                    ありがとうございます。申し訳ございませんが、土屋副市長は、この後、別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

土屋副市長：                よろしくお願ひいたします。

（土屋副市長退席）

### 3 下水道審議会委員の紹介について

事務局：                    それでは、本年度初めての審議会でございます。改めて委員の方々をご紹介させていただきたいと思ひます。恐れ入りますが、お名前と一言ごあいさつをお願ひいたします。

まず、市議会議員の桜井委員です。

桜井委員：                桜井雅人です。よろしくお願ひします。

事務局：                    西村委員です。

西村委員： 西村敦でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 次に、学識経験者といたしまして浜上委員です。

浜上委員： 浜上です。よろしくお願いいたします。

事務局： 高橋委員です。

高橋委員： 高橋です。よろしくお願い申し上げます。

事務局： 次に、市民の代表といたしまして岸田委員です。

岸田委員： 岸田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 阿部委員です。

阿部委員： 阿部です。よろしくお願いいたします。

事務局： 次に、佐々木委員です。

佐々木委員： 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 吉田委員でございます。

吉田委員： 吉田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局： 石井委員です。

石井委員： 石井です。よろしくお願いいたします。

事務局： 堀木委員です。

堀木委員： 堀木でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 福田委員です。

福田委員： 福田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 関係機関の代表といたしまして永山委員です。

永山委員： 県の江戸川下水道事務所の所長をしております永山と申します。  
よろしくお願いいたします。

事務局： 有馬委員です。

有馬委員： 県下水道公社の有馬と申します。よろしくお願いいたします。

事務局： 最後になりますが、日向委員でございます。

日向委員： 市川市上下水道設備協同組合の代表をやっています日向と申します。  
よろしくお願いいたします。

#### 4 市職員の照会について

事務局： 以上、今日は14名で審議会を始めさせていただきます。  
次に、事務局の職員をご紹介します。  
まず、水と緑の部、部長の赤羽です。

水と緑の部長： 所管します市川市水と緑の部、部長の赤羽でございます。よろしく  
お願いいたします。

事務局： 同しく次長の江原です。

江原次長： 江原でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局： 同しく次長の安田です。

安田次長： 安田と申します。よろしくお願ひします。

事務局： 次に、河川・下水道管理課、課長の田村です。

田村課長： 田村です。事務局担当課長でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局： 次に、河川・下水道整備課、課長の水橋です。

水橋課長： 水橋でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局： 事務局、河川・下水道管理課、梅宮です。

事務局： 梅宮です。よろしくお願ひいたします。

事務局： 本日、司会進行を務めさせていただきます、私、河川・下水道管理課の峰崎です。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 5 会長及び副会長の選任について

事務局： それでは、会議次第に従いまして、議題(1)会長及び副会長の選出をお願ひいたします。

初めに座長の選出をしていただき、座長の進行により会長を選出していただきたいと思ひます。ご出席の委員の中から事務局よりご指名をさせていただきますと思ひますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局： 異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、事務局よりの提案ですが、高橋委員に座長をお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局： それでは、高橋委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

高橋座長： それでは、ご指名によりまして座長を務めさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず、会長選出について、本審議会条例ではどのようなになっておりますでしょうか。事務局の方にご説明のほど、お願ひ申し上げます。

事務局： 事務局より説明いたします。市川市下水道事業審議会の会長及び副会長の選任につきましては、審議会条例第6条第1項に、委員の



中から互選することとなっております。

以上でございます。

高橋座長： 説明は以上ですが、いかがいたしましょうか。皆様のご意見などございましたら伺いたいと思います。

佐々木委員： 私は江戸川を守る会の佐々木と申します。やはりこういう専門的なものですから、学識経験者の浜上委員にお願いしたらどうかと思います。いかがでございましょう。

高橋座長： ただいま推薦によりご指名がございましたが、他にご意見がございましたらお願い申し上げます。

堀木委員： 佐々木委員の意見に賛成したいと思いますが、いかがでしょうか。

高橋座長： ありがとうございます。ほかにご意見がございましたら、お願い申し上げます。

ほかにご意見が無いようですので、ただいま委員の方からご推薦がありました、学識経験者で下水道の専門家であります浜上委員にお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

高橋座長： 浜上委員、いかがでしょうか。

浜上委員： ご推薦いただきまして、ありがとうございます。微力ではありますが、本審議会の会長として一生懸命務めさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

高橋座長： ただいま了承がとれましたので、会長には浜上委員が選出されました。

それでは、会長が選出されましたので、会長はこちらの席にお着きください。

これで私の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございます。ありがとうございました。

事務局： 高橋委員、ありがとうございました。会長に就任されました浜上委員、よろしく願いいたします。

改めまして、浜上会長に一言ごあいさつをお願いいたします。

浜上会長： 私の名前は浜上という、舌をかんじゃうような名前です。申しわけございません。引き続き会長職を務めさせていただきますので、どうか皆様のご協力方、よろしく願いいたします。

市川市の下水道につきましては、既にご案内のとおり、近年、徐々にですが、進捗率が上がって、ただし、一気に上がっていくというよりは、遅い足どりで少しずつ高まってきているといったようなこ

とがあります。

では、なぜ市川市の下水道は飛躍的に伸びていかないのか。先ほど私の言いたいことを全部、土屋副市長がおっしゃっていましたが、要は下水道というのは道路と一体的に整備していくものですから、特に大きな道路の中に幹線の下水道管というが入っているため大きな道路が整備されないと、幹線の下水道をそこに埋めることができない。そうすると、その幹線が拾ってくる色々な細い管のものも合わせて整備することができないというようなことがございまして、先ほど話のありました広域的な幹線道路の整備の立ち遅れがネックとなって、下水道の普及率が一気に上がっていかないことを懸念しているところでございますが、色々情報などを聞きますと、道路も早晚整備されていくのではないかとということが少し視野に入ってきてつつあるような情報も聞いているわけでございます。

なぜ下水道は必要なのかといたしますと、今回の東日本大震災のような災害が起こると、日ごろ地下にあって目に見えない下水管などに様々な問題が生じ、下水道が使えなくなってしまう等、市民の日常的生活がパンクするといったような状況に陥ってしまうといこととでございます。そういった意味で、市民の生活を支える基本的なインフラとしての下水道であるということが1点、それともう1点は、市川市の下水は江戸川を通して東京湾に注ぎ込むわけですが、東京湾の水質の保全を図っていくというような意味で、浄化された水質の確保が広域的には非常に求められているということがあります。

先ほど話がありましたように、東日本大震災が非常に広域的に被害をもたらし、特に沿岸部に属します浦安市、また市川市も例外なくその影響を受けているということもございしますが、それについては後ほど事務局から詳しい説明があらうかと思えます。

こういった喫緊の課題への対応、それから中長期的には下水道事業の早期実現策というような2つの課題を認識し、実現するために下水道の健全な経営がどうあるべきかを議議していただき、今後、下水道事業の推進に資していくということがこの下水道事業審議会の重要な役割だと認識しているところでございます。

皆さんにいろいろ忌憚のない活発なご意見を出していただきまして、本審議会の円滑な運営を皆さんの協力を得ながら進めていきたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。

それでは、次に、会長には副会長の選出をお願いいたします。よろしく申し上げます。

浜上会長： それでは、副会長の選出をしたいと思いますが、副会長につきましては、慣例によりまして市議会議員の方の中から推薦をお願いしたいと考えておりますが、皆様のご意見はいかがでございましょうか。

(異議なし)

浜上会長： それでは、異議なしというお声がございましたので、市議会議員の中から選出をお願いしたいと思います。

本日、竹内委員が欠席されておりました、現時点では竹内委員の意向の確認がとれないということです。市議会議員の代表としては3名の委員の方がいらっしゃいますので、後日、3名の委員の方でお話していただきまして、次回の審議会に副会長を推薦していただくことにしたいと思いますのですが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

浜上会長： それでは、異議なしということでございますので、そのように決めさせていただきます。竹内委員には事務局からこの結果をお伝えくださるよう、よろしく申し上げます。

事務局： ありがとうございます。それでは、竹内委員には、事務局からこの結果についてお伝えしたいと思います。

それでは、審議会条例第7条第1項により、これからの進行につきましては浜上会長に議長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

浜上会長： それでは、議長を務めさせていただきます。どうぞご協力のほど、よろしく申し上げます。

それでは、本審議会の傍聴人ですが、現時点でいらっしゃいますでしょうか。

事務局： 今の時点ではいらっしゃいません。

浜上会長： はい、わかりました。

それから、現在、市川市下水道事業の経営分析についてコンサルタント業者に委託しておりますが、請け負っております日水コンというコンサルタントの担当者を同席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。特に異議なしということであれば、そのような方向で対応させていただきます。

6 市川市の下水道事業について

- (1) 市川市の下水道事業及び整備状況について
- (2) 平成23年度下水道事業計画について
- (3) 江戸川左岸流域下水道事業の概要について
- (4) 下水道使用料について

浜上会長：                   引き続きまして、審議会の議題の第2及び第3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：                    それでは、議題2及び議題3について、お手元の審議会資料2と審議会資料3に沿ってご説明いたします。

                              まず、議題2につきましては河川・下水道整備課長より、また、議題3につきましては河川・下水道管理課長及び河川・下水道整備課長よりご説明いたします。

                              初めに水橋課長、よろしくをお願いいたします。

水橋課長：                河川・下水道整備課長の水橋でございます。私からは市川市の下水道事業及び整備状況についてご説明させていただきます。

                              (スライド)

水橋課長：                では、お手元の審議会資料1の計画図をご覧ください。

                              市川市は、皆様がお存じのとおり千葉県の北西部に位置して、都心からは20km圏内でございます。南北に13.3km、東西に8.2km、行政面積5,639ha、行政人口、23年4月1日時点の常住人口として47万4,443人の文教都市で、市川市の公共下水道計画には2つの公共下水道と1つの流域関連公共下水道がございます。

                              まず、第1号公共下水道といたしましては、昭和33年の狩野川台風による低地域の既成市街地の浸水被害をきっかけに、お手元の計画図中央のピンク色で薄く網かけしてございます箇所の間地区約71haを昭和36年に、菅野地区約211haを昭和40年に加え、計282haについて、雨水と汚水を同一の管渠で流す合流式の下水道としての整備を始め、昭和47年から菅野下水処理場で下水処理を開始し、昭和50年に完了いたしました。

                              第2号公共下水道といたしましては、本市を含む8市、当時は7市1町でございましたが、その区域の江戸川左岸流域下水道事業計画が昭和47年に千葉県で策定され、本市も汚水と雨水を別々の管渠に流す分流式の同流域関連公共下水道として、同じく計画図中央部

のクリーム色で網かけしてございます箇所の市川南・大和田・平田・南八幡・稲荷木地区約539haについて、昭和47年に事業認可を得て整備に着手し、その後、昭和54年に行徳・南行徳地区を追加して、昭和56年より千葉県のエド川左岸流域下水道のエド川第二終末処理場にて汚水の供用を一部開始いたしました。その後、平成2年に鬼高・田尻・本行徳地区、7年に北国分・国府台地区の整備を行い、平成15年、現在事業をしているところになりますが、これは市川幹線に接続する区域でございまして、大野町・柏井町・宮久保・北方地区などの約252haの区域を順次追加して現在整備を進めているところでございます。

一方、雨水の公共下水道につきましては、もう1枚の審議会資料の雨水の計画図に、同じくクリーム色で網かけしてございますが、ほぼ市川南第1から第5排水区の区域を昭和47年に、昭和59年に行徳駅前排水区、平成5年に中江排水区の整備に着手しました。

そして、第3号公共下水道といたしましては、同じく中央部の薄緑色で網かけしてございます中山・二俣地区の区域について、合流式の船橋市の西浦処理区の公共下水道として平成9年に整備に着手しまして、平成13年から一部汚水の供用を開始して、現在、ここも整備を進めているところでございます。黒く塗った部分が整備を完了しているというところでございます。平成22年度末の整備状況といたしましては、下水道普及率約67.3%の進捗でございます。

一方、昭和50年に完了いたしました第1号公共下水道におきましては、全国的に整備が完了している合流式の公共下水道と同様に、公共用水域への雨天時の未処理下水排水に関する対策が求められ、平成15年の下水道法施行令の改正を受け、本市では平成16年に菅野処理区を対象とした合流式下水道改善計画を策定し、平成17年から事業に着手して、これまでに真間ポンプ場の汚水ポンプ能力の増強を平成18年に、雨天時のポンプ場からの雨水排水の夾雑物除去として、21年に菅野ポンプ場の雨水の沈砂池のスクリーン目幅を細目の25mmに改修し、今年度、真間ポンプ場の改修を予定してございます。今後、菅野下水処理場内に雨水滞水池と高速ろ過施設の設置、そして真間ポンプ場付近の幹線管渠内に流下型の処理施設を平成25年度までに行いたいという計画でございます。

以上でございます。

田村課長：

河川・下水道管理課長の田村でございます。私のほうからは(3)

平成23年度下水道事業計画について、前段ご説明させていただきます。お手元の審議会資料2をお開きいただきたいと思います。

1 ページをお開きください。

平成23年度の下水道事業特別会計予算でございますが、歳入・歳出予算、ともに93億5,300万円で、前年度と比較しまして11億5,300万円、14.1%の増額となっております。

次に、主な増減理由について、表の左側になります歳入のほうからご説明いたします。

まず、第2款使用料及び手数料の中における下水道使用料でございますが、調定件数の増によりまして9,565万1,000円の増額、次に第3款国庫款国庫支及び第7款市債でございますが、下水道整備事業及び合流式下水道改善事業における国庫補助対象事業費の増に伴いまして、国庫支出金が6億995万円、市債が5億4,080万円の増額、次に第4款繰入金でございますが、右の表の歳出の第2款公債費の減に伴いまして7,300万円の減額となっております。また、第5款繰越金でございますが、平成22年度歳出見込み額の減少によりまして1,100万円の減額となり、対前年度比で総額11億5,300万円の増額となっております。国庫支出金及び市債が大幅に伸びたことが主な増額の要因でございます。

次に、表の右側の歳出についてご説明いたします。

第1款下水道事業費第2項下水道管理費のうち第1目下水道管理費につきましては、合流式下水道改善事業等の実施によりまして6億1,040万3,000円の増額、また、第3項下水道築造費につきましては、下水道整備事業における国庫補助対象事業費の増によりまして6億1,040万3,000円が増額になったものでございます。後ほど河川・下水道整備課長から、こちらについては要因をご説明いたします。また、第2項下水道管理費のうち第3目流域下水道費につきましては、県施行による江戸川左岸流域下水道事業建設費の増によりまして負担金が2,483万3,000円の増額になっておりますが、一方で第2款公債費につきましては、市債利子の減によりまして1億4,243万1,000円の減額となり、対前年度比で11億5,300万円の増額となっております。

次に、2 ページをお開きください。

ただいま1 ページで平成23年度下水道事業特別会計予算についてご説明させていただきましたが、予算科目の構成比を円グラフにあ

らわして前年度と対比したものでございます。上段は歳出、下段は歳入となっております。

グラフにつきましては、以上でございます。

次に、3ページをご覧ください。

平成6年度から平成23年度までの下水道事業特別会計予算規模の推移をあらわしたものでございます。平成6年度には当初予算111億円あったものが平成23年度には当初予算93億5,300万円となっており、ここ数年、当初予算額に対しまして決算の歳入、歳出とも低くなっている傾向でございます。平成23年度につきましては上昇した状況でございまして、この決算額での差額につきましては翌年度へ繰り越しまして、翌年度の貴重な財源といたしまして計上させていただいているところでございます。

次に、4ページをお開きください。

平成5年度から平成22年度までの水洗化及び下水道普及率等の推移をあらわしたものでございます。最近5年間の傾向といたしましては、会計規模の推移と同様に下水道普及率の伸びが、下水道整備箇所数の減少によりまして1%未満の伸びで横ばい状況であり、現在の下水道普及率は平成23年3月31日現在で67.3%でございます。処理人口と水洗化人口との差が未接続人口ということになっております。

次に、5ページをお開きください。平成23年度の公共下水道事業計画でございますが、主な維持管理部門といたしましては、次のような事業がございます。

まず、自主財源の確保でございますが、下水道事業受益者負担金と下水道使用料が主な財源となっております。これに繰入金と繰越金を加えたものが事業費となっております。

予算額につきましては3億1,946万1,000円で、前年度と比較しまして884万9,000円の増額となっております。

次に、水洗化の促進につきましては、下水道接続に対する水洗便所改造資金の貸付事業や私道の下水道管渠敷設工事費の助成事業、また未水洗家屋を戸別訪問し、早期の水洗化に向けて普及指導をする水洗普及業務委託事業を行っております。予算額は8,427万9,000円でございます。

次に、下水道施設の維持管理につきましては、下水道管渠内に滞積した土砂などを除去する下水道管渠清掃業務委託や下水道管渠内

へ浸入する汚水以外の不明水等について調査を実施しています。また、下水道関連事業場における排水等水質検査の調査を行い、基準を超えている事業場に対しては積極的に業務指導を行うほか、下水道施設の補修工事、下水道台帳の調製も行っております。今回も菅野処理区におきまして、雨天時の未処理放流水対策の一環といたしまして合流式下水道改善事業を行い、公共用水域への汚濁負荷等の軽減に努めておるところでございます。

予算額につきましては7億2,807万1,000円で、前年度と比較しまして4億8,702万3,000円の増額となっております。

次に、6ページをご覧ください。5ページの下水道施設の維持管理事業と同様でございますが、予算管理上ではポンプ場及び終末処理場の維持管理事業として分けて計上してございます。

終末処理場については、供用開始後約36年が経過し、各施設の老朽化が進んでおり、現況を踏まえたポンプ場、処理場等の施設修繕料を計上し、効率的な維持管理に努めておるところでございます。

また、処理場から排水する下水汚泥につきましては、産業廃棄物処理業務委託を行い、年間約3,660 tをセメントの副材料として再利用処理を予定しておりましたが、放射性物質の関係から焼却後、管理型の処分場で埋立処分しておる状況でございます。これは後ほど、その他のところでまたご説明させていただきます。

次の処理場の休日・夜間の管理につきましては、24時間稼働しております処理場の維持管理等について業務委託しております。

予算額につきましては1億6,022万4,000円で、前年度と比較しまして372万7,000円の増額となっております。

次の7ページにつきましては、河川・下水道整備課長からご説明いたします。

水橋課長：

それでは、引き続き7ページの河川・下水道整備課の主な23年度の公共下水道事業計画についてご説明させていただきます。

まず初めに、汚水事業でございます。汚水事業につきましては14億5,015万9,000円の予算額で、前年比約42.9%の増となっております。その内訳といたしまして、委託料につきましては2億146万6,000円でございます。この内訳といたしましては、次年度以降の工事実施予定箇所の地下埋設物調査、工事の設計積算に必要な詳細設計、測量などを業務委託する予算としまして1億5,468万1,000円と、工事の実施に伴い発生する地盤変動等の影響が工事箇所沿道の家屋等



に発生したかどうかを判定するため、工事の着手前と整備工事後に行う調査業務の予算といたしまして4,678万5,000円、前年の約34.7%増となっております。

工事請負費につきましては、先ほどご説明しました市川幹線流域と西浦処理区の公共下水道管渠を道路に埋設して、沿道の各宅地に公設の汚水ますを設置する工事費でございますが、こちらは全体で10億260万円、前年比の約51.3%増となっております。この内訳といたしましては、国の交付金事業といたしまして6億2,996万6,000円、市単独事業といたしまして3億7,264万3,000円、約92.1%の増となっている理由といたしましては、市川幹線流域の整備を控えて事業が本格化して、交付金対象事業費を増額したことによるものでございます。

補償金につきましては、工事を実施する際に支障となる道路の埋設されております水道管、ガス管等の移設にかかる費用と工事沿道の家屋等の損傷の復旧に必要な補償金でございます。2億4,609万3,000円、前年に比較して約21.3%の増となっております。

今年度にこれらの事業を実施いたしますことにより、整備面積として約12.83ha、整備人口として1,370人程度を見込むことができますので、下水道普及率といたしましては約0.4%増の67.7%の進捗を図れるものと考えております。

次に、雨水事業でございます。雨水事業につきましては、今年度は主な予算が委託料の2億2,765万6,000円、前年比の約381.8%の増となっております。この理由といたしましては、外環道路の事業がいよいよ本格化してきたのに伴い、その道路事業用地内に本市の雨水管などの幹線管渠の既設管の移設やポンプ場の設置を新設するなどの予算計上によるものでございまして、その内訳といたしましては、市川南第4排水区約244haの雨水排水を大和田ポンプ場で排水するわけですが、大和田ポンプ場実施設計委託料として1億630万円、幹線管渠の工事に必要なものとして市川南・高谷田尻排水区管渠実施設計委託料1億1,600万円、あと大和田ポンプ場の事業用地取得に必要な土地開発公社事務委託料と物件移転調査委託料が481万6,000円ということでございます。

最後に、合流式下水道改善事業の委託料6億444万円でございます。この委託料の内容といたしましては、昭和50年に完了いたしました第1号公共下水道の菅野処理区におきまして、公共用水域への

雨天時の未処理下水排水にかかわる対策が求められ、これは平成15年の下水道法施行令の改正を受けて、分流式にも汚水の公共下水と同等の水質を確保しようということで、本市では平成16年に合流式下水道改善計画を策定し、17年から事業着手しておりまして、本審議会におきまして、平成21年度に改善計画の見直しを審議していただきまして、それに基づく事業計画変更認可を昨年度取得いたしましたので、今年度といたしましては、真間ポンプ場の雨水の沈砂池のスクリーン目幅を細目の25mmのものに改修する工事委託費と、菅野下水処理場内に雨水滞水池、これは1,420m<sup>3</sup>のものと高速ろ過施設、これは1日約12万m<sup>3</sup>の汚水を簡易処理できる施設を設置するための実施設計と、その工事を今年度から25年度までの3カ年に行う工事委託費でございまして、その事業が本格化したことによるものでございます。

事業費合計といたしましては22億8,225万5,000円、前年比約99.7%の増となっております。

以上でございます。

浜上会長：

以上で議題2及び3についての説明が終わりました。

それでは、次に議題4についてご説明をお願いします。千葉県江戸川下水道事務所長、永山委員より説明をお願いします。

永山委員：

江戸川下水道事務所の永山でございます。皆様には、日ごろから江戸川左岸流域下水道につきましてご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げたいと思います。

私のほうから江戸川左岸流域下水道の概要について、お手元に配付させていただきました審議会資料3に基づいて説明させていただきます。

まず、江戸川左岸流域下水道の全体計画ですけれども、この資料3の最後のほうに計画全体図というのがございます。ちょっと見にくい図面になってはいますが、江戸川左岸流域下水道につきましては、先ほど会長のほうから話がありましたが、江戸川、それから東京湾の水質保全、それと生活環境の保全等ということで事業を行っているわけですけれども、この図面にありますとおり、上流は野田市から一番下流の市川市、浦安市まで8市、約2万1,000haの面積に対しまして、計画では143万人の汚水を集めて江戸川第一終末処理場、それから第二終末処理場で浄化するというので、昭和48年の3月に事業認可を得まして事業を開始しております。

実際に今どのぐらいできているかという話ですけれども、処理人口にしますと104万人の施設ができております。ただ、施設ができて、例えば個々のお宅が水洗化しませんと使えませんが、それが91万人ということで、実際に江戸川左岸流域下水道の終末処理場で処理をしている人口は今大体91万人ぐらいという状況になっております。

それでは事業の概要ですけれども、1ページをお開きください。

総事業費3,820億円で、幹線管渠、先ほどの図面の中では野田から処理場まで幹線が延びているわけですが、この幹線管渠、延長で115.6km計画されております。それから、ポンプ場については2カ所、終末処理場が2カ所、17系列、処理能力76万4,000tという施設を整備して管理を行う計画になっております。

平成22年度末までの進捗状況ですけれども、執行済み事業費は、先ほど総事業費3,820億円と申し上げましたが、その約75%の2,875億円が執行済みでございます。施設別に申し上げますと、幹線管渠につきましては74%、約86kmが完成をしております。

幹線管渠ごとの整備状況は、1ページの下の方に記載のとおりですけれども、先ほど副市長、それから会長からもお話がありましたが、松戸幹線につきましては、現在、進捗が32.6%ということになっております。現在、計画では8.6kmありますが、残っているのがまだ5.8kmあるということで、その5.8kmについては、ほとんどが東京外環道路の敷地内ということで、この道路の用地が解決するのに合わせて、私ども27年度までには何とか整備したいと考えておりました。今年度、松戸幹線については一部発注するための実施設計を予定しております。

それからもう1つ、これも同じように先ほどから話題になっておりました市川幹線でございますが、これにつきましてはまだ1.3kmほど残っておりまして、これは市川市さんと調整し、用地の状況を見ながら発注するということで、実は今年度、2工区ほど発注する予定をしております。また後で申し上げますが、実は県予算上はセットされていますけれども、国の交付金がついていませんで、ちょっと厳しいかなという状況になっておりまして、私はここに来て大きなことを言えないという立場でございます。市川市さんに対しては非常に申しわけないと思っております。

それからまた、処理場につきましては、整備予定2カ所、先ほど

申しあげました江戸川第一終末処理場と第二終末処理場というのがありますが、そのうちの第二終末処理場につきましては、おおむね完成をしております、現在、全体計画76万tに対して約60%の46万tほどの処理施設が完成をしております。まだ完成しておりません江戸川第一終末処理場につきましては、平成18年度から用地の取得を進めております、今年度末には本工事に着手するという予定になっております。

2 ページ目をお開きください。

今年度実施しております整備事業でございますが、補助、単独を合わせまして、総事業費36億7,700万円を予定しております。

幹線管渠の継続工事として、これは野田市、流山市にかかる最上流のほうですけれども、野田幹線のほうで3工区ほど今工事を施工しております、この工事が今年度中に完成しますと、野田幹線については100%ということになります。

それから、先ほど言いましたように、新規工事として市川幹線を2工区ほど予定しておったわけですが、これについては非常に厳しい状況になってきております。江戸川下水道につきましては、残りの幹線がございますので、そういった残りの区間についても特に市川市さんにご協力させていただきながら、関連公共下水道と連携して整備を進めてまいりたいと考えております。

それから、第二終末処理場につきましては、先ほどおおむね完成したというお話をしましたが、まだ若干の機械設備の増設等々がございます。継続工事として第4汚泥棟関連設備工事4件、それから特殊電源設備改築工事1件といったものが今施工中でございます。新規工事としては、処理場内の第4汚泥棟関連工事を1件ほど、今年度予定しております。

それから、3 ページをお開きください。

第一終末処理場につきましては、平成18年3月に計画面積約30.3haということで、都市計画法及び下水道法の事業計画変更認可を取得しまして、先ほど申しあげましたように、平成18年秋から用地の取得を行っております。昨年度末の取得状況としましては約51%の取得になっておりまして、こういった用地取得の進展に伴って、昨年度より本工事の前段として周辺住宅地との調和を図るということで、まず植栽帯を整備、それから今後の工事に備えまして、場内で工事用進入路の整備を行っております。今年度の予定事業で

すけれども、先ほども申し上げましたが、本工事の一部として主ポンプ棟土木・建築工事の発注を予定しております。用地費も含めてですが、第一終末処理場については本年度12億4,700万円ほどをかけて整備を進めていきたいと考えております。

それから、次に維持管理の状況でございます。管理につきましては、年度当初に処理水量等々を想定して予算化を図っていきましても、実際には降雨等の関係もありまして相当水量が変動して、計画をお話しても余り意味がありませんので、22年度までの実績という形で報告させていただきたいと思っております。

ページの作り方がおかしくなっていますが、維持管理の状況ということで、今度は下にページを振ってございますので、その1ページを見ていただきたいと思います。

平成13年度から平成22年度までの処理水量、処理区域面積、それから水洗化人口の水量を年度ごとにまとめてグラフと表にしております。平成22年度の処理水量は約1億2,413万 $\text{m}^3$ 、日平均にしますと約34万tになりますけれども、処理区域面積9,347ha、水洗化人口が先ほど申し上げましたように約91万人となっております。前年度と比べまして、水量で2.4%、面積は1.6%、水洗化人口は1.4%、それぞれ増加しております。

次に流入水及び放流水の水質ですが、下段の表に記載のとおり、放流水につきましては、いずれも排水基準を大きく下回っております、良好な処理状況と言えらると思っております。

それから、2ページをお開きください。本流域下水道の建設事業費とその財源の推移でございます。

表1、建設財源の推移ですけれども、平成22年度について見ますと、建設事業費全体で27億2,800万円となっております、その内訳として、国庫補助金が13億1,200万、起債が5億4,800万、各市からの負担金が6億8,700万、それに一般財源、その他としまして1億8,500万円でございます。また、全体事業費の85.7%に当たる27億3,700万円が国の補助対象事業になっております。なお、過去10年間の事業費の内訳の推移については、下の棒グラフで示してございます。

3ページをお開きください。

管理費の状況についてでございます。維持管理費は流域下水の施設を維持管理していくのに必要な経費ということで、それからもう

1つ、起債の元利償還費も入っております。これは建設起債として発行した地方債の償還費ということになります。

表の下水道管理費ですけれども、平成22年度における維持管理費は52億2,600万円。この維持管理費と申しますのは、運転管理費ですと、例えば電気代とか、それから施設の維持修繕費、一部、機械等につきましては15年から20年ぐらいで改築が必要になりますので、そういった改築工事といったものが入っております。元利償還費は22億1,300万円でございます。合わせて74億3,900万円が管理費ということになります。

その財源として供用している7市、これは先ほど8市と申し上げましたが、まだ鎌ヶ谷市からは受け入れることができません。これは市川幹線を整備しませんが受け入れることができないということで、鎌ヶ谷市を除く7市から負担金としていただいております。それが収入として61億9,700万円、それに県の一般会計からの繰入金12億4,200万円、合わせて74億ということになっております。なお、下水道管理費の推移については、棒グラフでもお示ししております。

以上が江戸川左岸流域下水道事業の概要ですけれども、私ども江戸川下水道事務所は、今、南行徳に第二終末処理場がありますが、38名体制でこれらの事業を行っております。

また、資料にはございませんけれども、第二終末処理場の上部利用施設の利用状況等についてご説明させていただきたいと思っております。

上部利用施設につきましては、流域8市の皆様を初めとして、地元市川市さん、それから周辺自治会の皆さんと協議の上でいこいの広場、スポーツ広場という形で整備をさせていただいていまして、県民の皆様に開放しております。平成22年度の実績としては、上部利用ということで、主にスポーツ広場を中心に約8万1,000人、1日平均すると250人ぐらいの方々に利用していただいております。また、処理場の視察につきましても、年間1,100人ほどの視察をいただいております。いろいろ理解を深めていただいているということになっております。

それから、今回の震災の影響ということですが、県の流域下水道施設としては、ほとんど影響はなかった。第二処理場の一部に構造物の水槽の継ぎ手があるんですけれども、継ぎ手が若干開いて若干の漏水はありましたが、運転管理上支障になるような被害は、

流域下水道施設についてはございませんでした。

流域関連市の被災状況ということですのでけれども、先ほども副市長、それから会長のほうからお話がありました、浦安市が非常に大きかったということで、浦安市につきましては、たしか1万3,000戸ほどのお宅にいろいろ障害が出たということと、下水道施設としては、幹線管渠24km、それから、マンホールが50カ所ぐらいですかね。段差が生じたり、それから管とマンホールの間がずれたり、管同士がずれたりといったような被害が起こりまして、被害が非常に大きかったと聞いております。

この被害につきましては、国の災害復旧事業で採択を受けようということ、先週、それから今週、国の災害の査定というものが入っております、盛んに今、どのぐらい国で補助してくれるものかというようなことの現場確認というか、そういったことをやっております。先週の段階で、市のほうでこのぐらい最大で認めてくださいよという話をしたのに対して92%ぐらい認めてくれたという話がありますので、恐らく浦安市については100億を超えるかなりの額、国の補助がつくだらうと考えております。それから、市川市さんについても若干の被害はあった、20mか30m、そういうふうに私どものほうでは報告を聞いておりますけれども、それほど大きな被害はなかったとは聞いております。

先ほど流域下水道施設については被災しなかったという話があったんですが、実は浦安市の管路被災によりまして影響がございまして、浦安市の下水道管渠が被災したために、浦安市が管理する公共下水道に砂が入りまして、私どもの幹線管渠に入って最終的に第二終末処理場に来るわけですが、砂が入ってきてしまって、処理場で処理を非常に苦労していると。砂が多くて、機械が回るのに抵抗が大きくなってしまって故障してしまうとか、それから、発生した汚泥について、半分ぐらいは再資源化ということでやっていたわけですが、砂分が多いと非常にやりにくいということで引き取り手がいなくなるなどの影響はございました。

それからもう1つ、福島原発事故の影響ということで、先ほど市のほうからも話がありましたけれども、汚泥処理ということで、私どものところでは1日に170tぐらい、年間6万3千tぐらいの汚泥が出るわけですが、処理場内にストックすることができません、毎日170tが外へ出るという形になります。今回、放射性物質と

ということで、濃度は、日によって若干違うようですが、私どものほうでは3回ほどはかっています、一番大きいときに500ベクレルぐらいで、つい最近はかった数字では200ちょっとという形になっています。8,000を下回るものについては管理型最終処分場で処理できますよという基準が6月中旬に国のほうから示されておりますので、私どものほうでは最終処分場に今持って行って埋め立てをして、さらに、それを覆土するという形で処分をしているということになります。

しかしながら、先ほどの浦安市のときと同じように、多少とも放射性の数値が出ると、特に今まではセメント原料、あるいはコンクリートにまぜる骨材の原料といったものに再資源化で提供していたわけですが、これらが今、一切だめになっております。それから、農業用の肥料にも汚泥を転用していたわけですが、これについても自粛という形ではありますが、出せないという状況になっておりまして、今、ほとんど再資源化が進められないという状況になっております。そのために、再資源化できない分についても埋立処分をしているというのが今の状況でございます。

それからもう1つ、いわゆるシーベルトという単位であらわされる数字ですが、空間線量につきましても、処理場のほうで敷地境界、それから上部利用施設というところでこの間何回かはかっております。これは県のホームページにも載っておりますけれども、数値的には周辺環境、例えば市川市さんですと、近くの富美浜小学校とか、それから南行徳小学校、中学校の環境と余り変わらないような数字しか出ていませんので、そういう意味では安心していただけるのかなと思っております。

それと、計画停電が3月に少しあったわけですが、実は江戸川第二終末処理場も計画停電が1回、3時間ほど電気がとめられました。処理場はほとんどすべてが電気で動いておりますので、とめられると非常に困ることにはなるんですけども、全体をカバーはできませんが、ある程度自家発電というものもありまして、これが3時間ぐらひは何とかできるということと、もう1つは、運転管理上で多少やりくりをすれば何時間かはもつというので、それでしのいだという状況になっております。

今後も計画停電が実際にあるかどうかわかりませんが、計画停電で回数が頻繁になったり、あるいは時間が長時間化するとい



うことになる、一時的に処理場をとめるのかという話が出てきてしまいます。そういう事態になってしまいますと、先ほど震災を受けたところで下水道を使えなくなったという話がありましたけれども、それと同じことになってしまいます。90万人分の汚水をとめるわけにはいきませんので、それは東電といろいろ話をさせていただいているという状況になっております。

それから、この夏の節電の関係で、全国的に15%ほど節電しましょうという話になっているわけですが、下水道につきましては特例で認められまして、5%削減ということで話がついております。5%落として削減するというので、それ以上の節電ができるだろうと思っておりますけれども、東電とはいろいろな契約の関係を含めて話をしておりまして、我々の場合、終末処理場に入っている管の口径が大きいということもありまして、多少、地下の管の中にためられるというのがあります。ですから、昼、例えば3時とか、使用電力量が多くなるときにポンプを一度とめて管内にためておいて、夜になったらポンプを回して処理場を運転するといったようなことをやることで少しは節電に寄与できるかなということも今やっております。

雑駁な説明ですけれども、以上で私のほうからの説明を終わらせていただきますけれども、引き続き市川市の住民の皆様を初めとして、ご協力を得ながら安全で効果的、計画的な下水道の整備、それから維持管理に取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

浜上会長：

どうもありがとうございました。特に後半のほうの説明で、大震災に伴う放射能の影響とか、あるいは節電対策とかいったようなことで、非常に身近で話題性のあるお話を提供していただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、議題5につきまして、下水道使用料ということで事務局から説明をお願いします。

事務局：

それでは、議題5について、お手元の審議会資料4に沿って、河川・下水道管理課長よりご説明いたします。課長、よろしくお願ひいたします。

田村課長：

下水道使用料について申し上げます。

下水道事業は、企業経営の状況や展望等を勘案の上作成し、住民の理解と協力のもと、経営を進めることが必要となりますが、建設

時の多大な経費負担に加え、維持管理にも財政負担が必要とされており、そのためには下水道事業にかかわる経費及び財源の見通しを明確にしておく必要がございます。

市川市では、平成18年度及び平成20年度に市川市下水道事業中期経営計画を策定し、下水道の経営状況等の検討を行ってまいりました。下水道使用料は2年ないし3年程度に改定することが妥当とされております。これは国において、第5次下水道財政研究委員会からの提言によるものでございます。今年度は平成20年度から3年目に当たりますので、市川市下水道事業中期経営計画を策定し、下水道使用料の見直しを行う予定となっております。

下水道使用料の見直しを行うに当たりまして、基本的な考え方といたしましては、資料の四角の中にございますとおり、下水道の経営状況を考慮しつつ適正な原価の範囲内で定め、長期的な収支の均衡を図る必要があります。また、下水道使用料の対象費用といたしましては、汚水に係る維持管理費のうち、公費で負担すべき部分を除いた全額を対象としますが、下水道使用料が著しく高額となる等の事情がある場合は、資本費の範囲を限定することが適当であると考えております。これは具体的には、下水道管や処理場等の下水道施設に係る維持管理費のうち、雨水を処理する費用等を公費で負担する費用を除くといったこととさせていただきます。資本費という、下水道施設を建設するときの起債、借金等の返済に充てる費用を考慮していきたいということとさせていただきます。

次に、下水道使用料の改定につきまして、これまでの経緯についてご説明いたします。

現行の下水道使用料は、下水道使用料収入から維持管理費を差し引いた値を汚水処理費で割った値でございます。資本費算入率50%を目標に平成15年10月に改定し、平成17年度に目標でありました資本費算入率が50%を超えました。その後、平成18年度及び平成20年度に将来の経営予測と下水道使用料改定の見直しを行いました。将来の資本費は減少傾向にあること等から下水道使用料の改定は見送られることになりました。今回は、前回の検討から3年が経過したことから経営予測を実施し、下水道使用料の検討を行うものでございます。

今後の下水道使用料見直しの予定でございますが、現状の下水道経営状況を分析し、将来の経営予測をもとに平成24年度から平成26

年度の下水道使用料を検討し、その結果を次回の下水道事業審議会に報告させていただき予定となっております。

なお、下水道使用料を改定させていただく場合には、第2回下水道事業審議会に下水道使用料改定（案）をご提案させていただき、第3回下水道事業審議会に答申をいただく予定となりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

浜上会長： どうもありがとうございました。

以上で2番目の議題と言われる5項目についての説明を終わりましたが、この5つの議題につきましては一括して質問等があればお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いします。

阿部委員： 質問させていただきます。下水道使用料がございましたけれども、下水道の使用料を払ってない未回収率はどのぐらいあるんですか。

浜上会長： 事務局より回答をお願いします。

田村課長： 22年度末で回収率は89.31%ですので、約10%の未回収率となっております。

金額は、1億4,760万5,308円でございます。

阿部委員： 回収の見込みというのはあるんですか。

田村課長： 回収の見込みにつきましては、今、委託業者で未納者の追跡、回収を行っております。

阿部委員： こちらで得ている情報では、回収しないで、転居していなくなってしまうと未回収になっているという話も聞いております。この辺も話をしていただければと思います。

田村課長： 回収の関係ですが、回収率は96%。これは、前年度、22年度の分でございます。それから、22年度以前の分に対しては15%ほどの回収率となっております。これを委託業者で追跡して回収させているところでございますけれども、訪問回数を増やすとか、電話での催告とか、アパートなどの住民の追跡調査を行っているところでございます。

それから、今後につきましては、委託業者と市と一体的に年末の休日に回収に当たるといったこと、追跡調査の回数を増やす、滞納者に対して納付相談を受ける機会を増やすといったことを念頭に対応していくということで考えております。

以上でございます。

浜上会長： では、それについては適切に対応していただくよう願いします。

今までの市及び県の説明、報告について、ほかに質問等があればお受けしたいと思います。

福田委員：

資料2の事業計画の7ページの汚水事業の中で、下水道普及率をうたっているところがあるんですけども、工事に10億をかけて0.4%しか下水道普及率が伸びないということになりますと、何年度に何%を目標としているのか。100%をねらっていると思うんですけども、何年度に何%まで持っていくという市の方針というか、それはあるんですか。

1つ言えば、外環道と都計道路ができないと普及できないという部分があるんですけども、例えば都計道路、外環道は何年にできて、その時点で何年後に何%ぐらいまでになるという方針なり計画があれば少し教えてもらいたいと思います。

浜上会長：

それについてお願いします。

水橋課長：

普及率の整備目標でございます。今現在、23年度から27年度の5カ年計画、社会資本整備総合交付金事業ということで、その計画の枠内で事業を進めております。現在、23年から27年の間の5カ年事業で普及率は約2%上昇させたいということで考えております。つきましては、今、人口集中地区ということで、過年度までは例えば行徳地区ですとか、南八幡ですとか、市川南ですとか、そういったところはヘクタール当たり250人前後の人口密度がございます。今現在進めております市川幹線のほうの宮久保ですとか、北方ですとか、大野町、南大野のマンション街はまた事情が違うんですけども、今、大体ヘクタール当たり100人程度の人口密度のところの区域を整備している状況でございます。今、流域下水道の事業認可区域で取得認可をいただけるところが主に市街化区域でございます。5,639haのうちの約4,000ha弱のところを整備可能だということでございまして、例えば市川幹線でいきますと、22年度末でまだ683haが未整備でございます。松戸幹線流域でいきますと、今、432haが未整備でございます。あと、西浦地区でいきますと51haが未整備で、認可をとってないところといいますと原木・高谷地区で調整区域が多いんですけども、住居地域と準工業地域、そこに防衛省団地ですとか、そういったところもありますので、そこへいきますと142haということで、全体では1,300haほどの整備ストックがございます。

岸田委員：

下水道の普及率は、今年度末で67.7%の予定とのことですが、こ

の数値は、面積に対する割合なのか、人口に対する割合なのか。どちらの数字をとっているのでしょうか。

水橋課長： 分母が行政人口に対して分子が処理人口ということで、人口普及率ということでございます。

浜上会長： 例えば道路が整備されれば、一気に飛躍的に普及率が上がるとか、そういったことは考えられないんですか。

水橋課長： 下水道管を埋設する道路は、日常、皆さんが生活でお使いになっている生活道路とか、あるいは物流が走っております幹線道路でございます。そこを一遍に工事しますと通行できないことになりますので、迂回路が確保できるように、あるいは既にガスとか水道が先行で、できるだけ支障のないところには埋設していただいているんですけども、下水道管を埋設する仮設材を打ち込んだりとか何かしますと、やっぱり移設等がかかりまして、ここでも補償金とか、そういった切り回しのお金が必要となってきます。道路の通行の確保とか、他企業のインフラ施設の埋設の補償金でお金がかかったり、あるいは沿道の家屋のために、できるだけ地盤振動の少ない工法で丁寧な工事をしたいと考えますと、なかなか一遍にはできないというところでございます。

岸田委員： 都市計画道路3・4・18とか、あるいは外環とか、広域幹線道路が未整備なのでネックですというだけではないということですね。

水橋課長： 松戸幹線流域を全部整備しますと、人口普及率で約10%向上します。市川幹線を整備いたしますと、整備率が約16%ほど向上するというストックでございます。あくまでも公道側の工事が終わった後に、今度、各戸に結構大きな金額が切りかえ費用でかかりますので、整備が終わった後、次の年には切りかえの資金がご用意できないと思うので、大体4、5年ぐらいかけて沿道の皆さんが切りかえていただけるような状況になるのかなと考えています。

浜上会長： よろしいでしょうか。

岸田委員： 私は、今回から委員に加わりました。一日も早く下水道事業に理解を深めたいと思っています。

水と緑の部長： 関与するところは松戸と、市川幹線のほうでは大野地区も含めてですので広い地域になりますよということでございます。幹線道路の整備の中で幹線が整備されれば、それによって接続するところが多くなってきますので、やっぱり時間がかかるわけです。下側からいくという話も出てきますので、私どもとしては5年から10年ぐら

いかかってしまうのかなという感覚であります。それが早く進められれば進められるほど、その整備率は上がってくるというふうに意識していただければいいと思います。

福田委員： これはホームページから出したんですけれども、市川幹線が平成30年代ということですが、平成30年代というのは31年から39年までありますが、どの辺まで整備されるのでしょうか。

水と緑の部長： そのことにつきまして、私どもが考えたのは、道路の目標が27年ということになっていますので、27年に終わったとしても、その後、基本的なルートの関係で4、5年かかるかなということです。枝葉等いろいろありますので、その辺どこまで含めるかが問題であって、人口密度の問題もありましたので、幹線道路といいながらも、やっぱりわきへ振る枝葉のほうがあと何年でできますかとか、そういう話になると本当に5年、10年、20年となっていくわけです。基本ルートというのはある程度定めていますので、その辺については5年から10年でどうにかなるだろうとは思っていますが、その先の調整区域ですとか、大野地区も、調整区域等ありますので、そういう何戸もないところへ本当に幹線入れますかという話になるわけです。そういうのも含めて考えていくと本当に長いことかかってしまいますが、人口密度の高いところに関しては、市としましてもルートをある程度考えていますので、5年、10年というのが目標だと私どもは理解しております。

福田委員： よろしくをお願いします。

浜上会長： ありがとうございます。そのほか、どうでしょうか。

それでは、ないようでしたら、この5つの議案についての説明並びに質疑等については終わらせていただきます。

### 3 その他

浜上会長： 最後に、その他ということがございます。東日本大震災への対応についてということでご報告があるようですので、市のほうからよろしく説明をお願いします。

事務局： それでは、東日本大震災への対応についてということで河川・下水道管理課長よりご説明させていただきます。

田村課長： 今回の東日本大震災の下水道関連の被害状況につきまして、概要をご報告いたします。

行徳地区におきましては、3カ所ほど、いずれも液状化による被害が発生しております。雨水の排水路の被害といたしまして、一番大きかったところは塩浜2丁目16番から17番と、行徳駅から三番瀬の海岸に向かいまして、海岸手前の右側の歩道の下の水路、市道0103号とその途中から西に伸びます市道0105号の歩道の地下にあります幅2.1m、深さ1.8mの断面の水路、また幅1.4m、深さ1.5mの断面の柵板式の組み立て水路がございまして、その上部はコンクリート床版で覆って歩道として利用しているところがございます。液状化現象によりまして、地下構造物の水路の部材を浮上させ、総延長といたしまして68.5mにわたり崩壊したといった状況でございます。現在、国の災害復旧の補助申請を行いまして、復旧のための発注業務を進めているところでございます。

また、同様の被害といたしまして、日の出13番地先、やはり同じ柵板式の柵渠でございますけれども、幅1.2m、高さ1.5mの水路が35mにわたり、縦断方向にはらんで崩壊寸前となった状況ございましたが、それは復旧を完了しております。

また、公共下水道の污水管につきましては、流域下水道の処理場の近くでございますが、福栄4丁目の6番地先も液状化によりまして、250mm塩ビ管が24mにわたり勾配勾配を起こし、マンホールの中で污水が滞留しているといった状況で、現在、この復旧工事を行っているところでございます。

以上、3カ所が主な水路への被害状況で、ほかの市川市が管理しているポンプ施設や終末処理場施設等につきましては、幸いなことに被害はございませんでしたので、ご報告させていただきます。

次に、下水汚泥の放射性物質についてご報告させていただきます。

福島県の下水処理場の汚泥等から比較的高濃度の放射性物質が検出されたことを受け、市川市が管理する菅野終末処理場の汚泥等に含まれる放射性物質の測定を実施いたしました。市川市菅野終末処理場は、雨水と污水を一緒に処理する合流式下水道のため、調査を晴天時には5月26日、雨天時は5月30日の2回行っております。

調査結果といたしましては、晴天時の調査結果は、1キログラム当たりの放射性セシウム134が428ベクレル、セシウム137が474ベクレル、合計で902ベクレルとなっており、また、雨天時の調査結果といたしましては、放射性セシウム134が1,350ベクレル、セシウム137が1,630ベクレル、合計で2,980ベクレルとなっておりました。また、

いずれの流入水及び放流水の放射性物質については、すべて検出下限値未満でございましたことをご報告させていただきます。

この汚泥の取り扱いについては、今、焼却しまして管理型の処分場で埋立処分を行っているところでございますが、先ほどもご説明の中で、当市は汚泥処分につきましては茨城県のセメント会社へ委託し、セメントの副材料として再利用処理しようとしておりましたが、現在は中止している状況でございます。セメント会社によりますと、放射性物質の混入状況がよくなればセメント化への製品化も再開したいとの意向も示されているところでございます。今後も汚泥等のモニタリングを続け、この測定値につきましては、ホームページで公表してまいりたいと考えております。

以上、ご報告でございます。

浜上会長： どうもありがとうございました。今、東日本の関係でご報告がありました。どうでしょうか。何かご質問等があればお受けしたいと思います。

特にならなければ、今日の議題についてはこれで終了ということでございますが、それでは、事務局に1点だけお願いします。本年度の第2回目以降の下水道事業審議会について、何か予定等があればお話していただきたいと思っております。

事務局： 今後の下水道事業審議会の日程につきましては、第2回目を9月下旬に「下水道使用料の改定の提案」ということで、第3回目を11月上旬に、「下水道使用料改定の答申」ということで考えております。詳細につきましては、決まり次第、委員の皆様にご連絡したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

浜上会長： わかりました。それでは、次回以降の予定につきましては、できるだけ早目に委員の方々にご連絡していただくようお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

【 午後3時50分閉会 】